

入札説明書

この入札説明書は、一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達物品等の名称及び数量

- ・件名:平成30年度鳥取城北高等学校IT教育用機器整備(その1)教育用プロジェクトほか一式
- ・数量:入札仕様書のとおり

(2) 仕様

入札仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成30年8月22日(水)

(4) 納入場所

鳥取県鳥取市西品治848番地 鳥取城北高等学校

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ただし、「普通地方公共団体」とあるのを「本学校法人」と読み替えるものとする。

イ 本件調達の通知日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の通知日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 1の(1)に示した物品を所有し(本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを本学校法人の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

オ 本学校法人との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約をする者

〒680-0811

鳥取県鳥取市西品治848番地

学校法人矢谷学園 理事長 石浦 外喜義

4 契約担当部局

学校法人矢谷学園 法人事務局

5 配布資料

- ・入札説明書
- ・入札仕様書
- ・教室プロジェクト施工例
- ・入札書(様式第1号)
- ・委任状(様式第2号)
- ・質問書(様式第3号)
- ・入札参加資格に係る確認書(様式第4-1号)
- ・納入物品一覧表(様式第4-2号)
- ・仕様比較表(様式第4-3号)
- ・納入実績一覧(様式第4-4号)
- ・導入体制に関する資料(様式第4-5号)
- ・保守体制に関する資料(様式第4-6号)

6 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

- ・所在地: 〒680-0811 鳥取県鳥取市西品治848番地
- ・場所: 学校法人矢谷学園 法人事務局
- ・担当: 河本
- ・電話: 0857-23-0602
- ・電子メール: s-kawamoto@yatani-gakuen.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

平成30年5月8日(火)から同月14日(月)午後5時までの間にインターネットの下記のホームページ
学校法人矢谷学園 (<http://www.yatani-gakuen.ac.jp/>) から入手すること。

(3) 事前提出物の提出

入札参加を希望する者は、本入札説明書「別紙」の内容を記載した書面を平成30年5月14日(月)
午後5時までに上記(1)に提出しなければならない。

(4) 入札参加資格者の決定

上記(3)の書面その他本入札説明書の参加資格につき審査し、入札参加資格の有無につき
平成30年5月15日(火)に通知する。

(5) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

ア 日時

平成30年5月22日(火)午前10時30分

ただし、郵便等による入札書等の受領期限は、同月21日(月)午後5時とする。

イ 場所

学校法人矢谷学園 法人事務局

ウ 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

7 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

8 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

9 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第3号)によることとし、電子メールにより6の(1)の電子メールアドレスに平成30年5月10日(木)午後5時までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、平成30年5月11日(金)までにインターネットのホームページ 学校法人矢谷学園(<http://www.yatani-gakuen.ac.jp/>)によりまとめて閲覧に供する。

10 入札者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、本入札説明書「別紙 事前提出物」に記載する事前提出物を、6の(1)の場所に平成30年5月14日(月)午後5時までに提出すること。

11 入札参加資格の審査について

(1) 事前提出物を審査し、適合した業者のみ入札に参加できる。

(2) 事前提出物の審査結果は、平成30年5月15日(火)に事前提出物を提出した者に通知する。

12 入札について

(1) 入札方法

本件入札は、紙入札により行うので、下記(2)に示す方法に従って計算した入札価格を入札書に記載すること。

(2) 入札価格

契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札者は、いったん提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。

- (5) 入札書及び委任状等の様式は、様式第1号及び第2号のとおりとすること。
- (6) 入札書及び委任状の宛名は「学校法人矢谷学園 理事長 石浦 外喜義」とすること。
- (7) 入札者は、入札書等の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札価格は、訂正できない。
- (8) 入札者は、契約事務手続きに関する規則（平成15年10月学校法人矢谷学園規則）、本入札説明書、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (9) 入札後、本入札説明書、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

14 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本入札説明書に掲げる競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 仕様比較表等に虚偽の記載を行った者のした入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に要する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 契約事務手続きに関する規則（平成15年10月学校法人矢谷学園規則）、本件通知及びこの入札説明書に違反した入札

15 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、この通知に示した業務を完遂できると判断した入札者で予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち最も低い入札価格を提示した者とする。
- (2) 入札は2回までとする。

16 特記事項(契約について)

国による平成30年度私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校等IT教育設備整備推進事業費)の交付内定後に開催される本学校法人理事会における承認を条件として本入札に係る契約を締結する。

17 契約書作成の要否

要

18 手続における交渉の有無

無

19 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者)をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

別紙

<事前提出物>

1 事前提出物の内容

(1) 入札参加資格に係る確認書(様式第4-1号)

(2) 納入物品一覧表(様式第4-2号)

(3) 仕様比較表(様式第4-3号)

(4) (3)に係る添付資料(カタログ等)

仕様比較表(様式第4-3号)の添付書類として次の資料を添付すること。

(ア) 提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料(カタログ等)を添付すること。

(イ) ハードウェアのパフレット等(仕様書で要求しているスペックに該当する部分にマーキング及び付箋をすること。)を添付すること。

(5) 納入実績一覧表(様式第4-4号)

(6) 導入体制に関する資料(様式第4-5号)

(7) 保守体制に関する資料(様式第4-6号)

2 提出部数

1に記載している書類を、2部提出すること。

[入札仕様書]

A 納入物品一覧

種別	製品	台数	仕様	備考	
1 機器関係	1	電子黒板プロジェクタ本体	39	・下記B①「電子黒板プロジェクタ仕様」のとおり。	(うち壁面設置：36台/移動式：3台)
	2	インターフェースボックス (以下、「I/B」とする。)	36	・上記プロジェクタメーカー純正品 ・必要仕様については、 下記B②「インターフェースボックス仕様」のとおり。	壁面設置室用
	3	壁面取付け金具	36	・プロジェクタメーカー純正品	壁面設置室用
	4	ソフトケース	3		移動式プロジェクタ用
	5	ミラーリング機器(1)	15	・Apple TV 4K ※(注1)	iPad端末用
	6	ミラーリング機器(2)	15	・スクリーンビーム750 ※(注1)	Miracast端末用(windows等)
	7	ミラーリング機器(3)	15	・Chromecast Ultra ※(注1)	Chromebook端末用
	8	マグネットスクリーン	2	・WOL-FX72V(泉株式会社製)	
	9	書画カメラ	3	・エプソン社製ELPDC21またはエルモ社製MO-1 ※(注1)	
2 保守部品関係	1	交換用電子ペン	78	・プロジェクタメーカー純正品	標準添付品とは別に、
	2	交換用電子ペン先	78	・プロジェクタメーカー純正品	プロジェクター1台につき2本ずつ(追加)
	3	交換用ランプ	7	・プロジェクタメーカー純正品	
	4	交換用フィルタ	7	・プロジェクタメーカー純正品	
3 配線関係	1	内部配線(プロジェクタ本体 ⇄ I/B)		・I/Bの全入出力端子を利用できるようにケーブルを敷設すること。	
	2	外部配線(I/B ⇄ PCほか外部機器) (外部配線長：5 m)		・HDMIケーブル：I/Bの全HDMI端子を活用できるようにケーブルを準備すること	
				・USBケーブル：1本(電子黒板用)	
				・ミニD-sub15pinケーブル：1本	
				・3.5mmステレオミニケーブル：1本	
		・RCAケーブル(赤白黄)：1本			

※(注1)納入時に後継機がある場合にはその後継機種

B 電子黒板プロジェクタ仕様およびインターフェースボックス仕様

①【電子黒板プロジェクタ仕様】

・光出力	3500lm以上
・解像度	WXGA以上
・方式	3LCD方式
・内蔵スピーカー出力	15W以上
・HDIM入力端子	2入力以上
・画面投写サイズ	100型の大きさまで投写可能
・デジタルズーム	1.3倍以上
・電子黒板機能	投写画面上にて、電子ペンを使用してパソコンを操作が出来ること
	書画カメラ接続時の投写画面上へ電子ペンを使用して書き込みができること(パソコン無しでも書き込みができること)
	電子ペン2本以上で同時書き込みが可能なこと
	電子黒板機能を使用するために、パソコンに専用のドライバやアプリケーションをインストールする必要がないこと。

②【インターフェースボックス仕様】

・プロジェクターの制御機能	電源ON/OFF、入力切替、音量調整、AVミュート、静止ができること
・各種ケーブル端子	HDMI、ミニD-sub15pin、RCA、USBケーブルのインタフェース機能(接続機能)を有すること

C 工事施工仕様

- 1 具体的な施工内容については、別紙「教室プロジェクタ施工例」を参照し、各設置場所に最適な施工を実施すること。
- 2 既設施設設備の美観に配慮し施工を実施すること。
- 3 ケーブルについては、スパイラル等を用いて、複数のケーブルが乱雑にならないような保護を実施すること。
- 4 施工において既設施設設備を破損等した場合には、速やかに発注者に報告をし、協議し、適切な原状回復のための措置を実施すること。
その場合に生じた一切の費用は、落札者が負担することとする。
- 5 生徒・教職員の安全のほか、学校の運営を妨げることがないように十分に注意して施工を実施すること。
- 6 設置施工につき、適切かつ厳格な労務管理を実施し、設置施工に係る事故がないようにすること。
- 7 固定式のプロジェクタを設置する各教室の黒板裏にケーブルを通線するための開口施工はすでに施工済みである。
- 8 (別紙)教室プロジェクタ施工例の「プロジェクタ取付用補強板」は施工済みである。

D 納入物品に係る保守仕様

- 1 保守対象：本調達で納入する機器の全てとする。
- 2 保守期間：本調達業務完了日から5年間
- 3 保守対応時間：原則として、本学校の開校日の午前9時00分から午後5時00分まで
- 4 障害が発生した場合は、学校の担当者と連携して速やかに復旧の措置をとり、機器等が所定の性能及び機能を確保できるよう対応すること。
- 5 受注者は、発注者又は学校から障害発生の連絡を受けたときは、原則、連絡を受けてから2時間以内に本校へ技術員を派遣すること。
- 6 障害復旧は、学校と授業の妨げにならない時間帯を相談の上、対応すること。
- 7 保守は原則オンサイト（現地修理・交換）とするが、止むを得ない場合には代替機による機能復旧の上、持ち帰り修理も可とする。
- 8 保守内容には、保守期間中のプロジェクターのランプ交換も含むものとする。
交換するランプは、本入札の納入物品であるメーカー純正の予備の交換ランプを使用するものとし、交換ランプの不足分の在庫の購入は学校が行う。
- 9 受注者は、以下の点検を行い、学校側へ点検結果報告書を提出すること。
 - ① 点検内容：プロジェクタその他の納入機器につきフィルタ清掃・レンズ清掃・画像の調整等を実施し機器が正常に動作するようにすること。
 - ② 実施時期：年1回学校休暇期間中
- 10 本調達業務完了日後に、学校側の取扱いの過誤によらない原因で機器等の故障、損傷などの不良・不備と認められる箇所が生じた場合、
受注者において速やかに無償で修理・交換すること。ただし、天災においてはこの限りでない。
- 11 ハードウェア保守に要する費用のうち部品代・修理工賃・送料については、発注者負担とする。

E 納入品の利活用に係る教育仕様：

- 1 落札後、教職員に対し操作説明会を行うこと（約3時間×2回）。
- 2 ユーザーの操作誤りが多くみられる事項がある場合には、操作教育のための指図書を作成し、発注者に提出すること。

